

苫小牧市屋内ゲートボール場条例及び同条例施行規則の一部改正（案）について

1 条例の一部改正の背景及び目的

苫小牧市屋内ゲートボール場は、市民の心身の健全な発達及びスポーツの普及振興を図ることを目的とし、平成元年12月の開設以来、多くの市民にご利用いただいています。

近年、本施設においてゲートボール競技としての利用が減少していることから、様々な競技で使用できるよう施設を改修することとし、土のコートの人工芝生化や、天井及び壁面への防球ネットの設置等を実施します。

また、多目的なスポーツ施設の使用目的に合うよう施設の名称を変更し、より一層多くの市民の方に施設をご利用いただけるよう、これまでのゲートボール競技に特化した料金体系を見直すため、条例及び条例施行規則の一部改正を行います。

なお、条例及び条例施行規則の施行は、令和5年1月1日を予定しています。

2 現在の施設の概要

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 名称 | 苫小牧市屋内ゲートボール場 |
| (2) 住所 | 苫小牧市矢代町2丁目1番12号 |
| (3) 開館時間 | 午前9時～午後9時 |
| (4) 休館日 | 毎月第1・第3木曜日及び年末年始 |
| (5) 利用種目 | ゲートボール、テニス、ソフトテニス等 |

3 条例及び条例施行規則の主な改正内容

- (1) 施設名称の変更

施設名 苫小牧市矢代スポーツセンター

- (2) 使用料金等の改正

別紙をご覧ください。

4 その他の事項

今般の改修により、今後は、野球の練習、フットサルなど、より多くのスポーツにご利用いただけます。

なお、開館時間及び休館日については、変更ありません。